

2020年（令和2年）11月30日

事業所・施設等 管理者 様

福山市 保健福祉局 長寿社会応援部
介護保険課 事業者指定・指導担当課長

新型コロナウイルス感染症の急拡大に係る感染予防対策の再徹底と備えについて（通知）

新型コロナウイルス感染症については、皆様の感染予防・拡大防止の御尽力により、本市の高齢者施設ではこれまで感染者は確認されていません。皆様の取組に改めて感謝申し上げます。

さて、冬場の感染症の流行時期を迎え、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染者が急増しており、本市においてもクラスター事案が発生しております。

事業所・施設等にあつては、これまで周知させていただいております感染予防対策を改めて職員・利用者に徹底いただくとともに、万が一の感染者の発生に備えた準備に万全を期していただくようお願いします。

1 感染予防対策に係るマニュアル等

感染予防対策に係り、改めて確認いただきたい基本的な事項を「別紙 感染対策の基本チェックリスト」にまとめています。合わせて次のマニュアル類も確認をお願いします。

- ・福山市 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ―職場編― [□](#)
- ・介護現場における感染対策の手引き（第1版）【厚労省】 [□](#)
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）【厚労省】 [□](#)

※その他、介護保険事業所・施設等向けの情報を本市HPに掲載しています。 [□](#)

2 PCR検査受検時・陽性者発生時の指定権者への報告

職員・利用者がPCR検査等を受検する場合及び陽性者が発生した場合は、速やかに介護保険課へ報告してください。（事業者指導担当 084-928-1232・夜間休日は警備員室 084-921-2130）

根拠通知：社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について【R2.2.18】 [□](#)

3 感染者の発生に備えた準備（例）

- ①職員、利用者、面会者、関係業者等、出入りした人の記録を適切に管理し、感染者発生時に保健所へ円滑にリスト（ガイドライン職場編・様式5 [□](#)）を提出できるよう準備しておく。
- ②職員・利用者・家族等、関係者の連絡先及び連絡方法を整理しておく。
- ③利用者全員について、「本人が感染」「家族が感染」「利用中しているサービスが休業」などの様々な事態を個別に想定し、代替サービスの要否や家族・ケアマネ・事業所間等の連携を整理し、関係者と合意を得ておく。（リスクマネジメント）
- ④サービス緊急中止や自主休業の判断基準・対応方法を整理・周知しておく。



「今だからこそ再確認！」感染対策の基本チェックリスト ～感染しない、感染させないために～

各事業所等で今一度御確認いただき、これらの対策の継続をお願いします。

1 検温

- 職員の毎日の検温とその記録
- 利用者の検温を含む毎日の健康状態のチェックとその記録
(異変があれば速やかに主治医等に相談)
- 面会者や業者等、外部から事業所へ立入る際の検温

2 外部から事業所への立入り

- 発熱等の症状がある場合には立入りをお断りする。
緊急やむを得ない場合を除き、立入りを制限する。
- 積極的疫学調査に備え、面会者や業者等外部から事業所へ立入る際の記録
(名前・来訪日時・連絡先等)

3 手洗い・消毒等

- ドアノブ等よく触る場所や、共有物の消毒
- 手洗いの徹底
- 手袋やガウン等の適切な着脱と、脱いだ後の手指消毒

4 事業所全体での取組み

- 感染対策委員会の設置・運営
- 動画等の活用による研修の実施
- 市や県・国から示されている情報の収集

5 3密を避ける

- 送迎時等、換気の悪い密閉空間を避ける。
- リハビリテーションの実施等、多数が集まる密集場所を作ることを避ける。
- 間近で会話や発声をする密接場面を出来るだけ避ける。

福山市では、介護保険施設等に新規に入所する人及び介護保険施設等の職員で、特段の症状もなく「相談・受診の目安」には該当しないが、感染の懸念がある人について、事業所・施設等からの申込みにより、市独自にPCR検査を受検できる「拡充PCR検査」の仕組みを作っています。詳しくは「高齢者施設の職員等へのPCR検査の実施に係る取扱いについて(2020年5月26日付事務連絡)」を御参照ください。市HPにも掲載しています。